

住宅リフォーム助成制度の早期実施を求める決議

住宅リフォーム助成制度は、住宅の増改築修繕等を行う際に地元業者が施工する各種リフォーム工事に対して一定の条件で地方公共団体から助成金が支給される制度です。

すでに、全国では多くの自治体の実施しており、埼玉県内では3分の2の自治体の実施しています。その目的は、地域経済の活性化を図るとともに、住宅のリフォームを促進し、市民の居住環境の向上・充実を図るためです。

地域経済の発展は、行政・地域住民・地元商工業者が一体となり考えていかなければならない課題です。地域にお金が循環する経済システムづくりとして、地域の中小業者の振興策及び住民にとっても意義ある施策です。本市議会では、平成23年12月議会で、「住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願」が採択され、平成29年9月議会では「住宅リフォーム助成制度の早期実現を求める請願」を採択していますが、いまだに実施されていません。

よって、住宅リフォーム助成制度の早期実施を、再度、強く求めます。

以上、決議する。

平成30年6月14日提出

春日部市議会